

本巢市消防団

熱中症予防対策・対応マニュアル

令和 7 年 6 月

1 目的

昨今の地球温暖化による気象環境の変化は、消防活動に従事する消防団員にも、深刻な影響を及ぼす可能性が考えられる。

令和7年6月1日から労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正が施行されることに伴い、一定の暑熱環境下で作業を行う事業者に対して、熱中症対策が義務化された。

消防団の活動においては、本巣市消防団活動マニュアル等により対策を講じてきたが、季節によって暑熱環境下での活動等も強いられるため、熱中症の起こり得る影響を十分に認識し、この度、当該マニュアルを定め、熱中症に対する対策に万全を期すことを目的とする。

2 熱中症予防対策

（1）熱中症予防体制

消防団の活動ごとに、以下のとおり熱中症予防対策を管理する。

活動内容	署と合同	熱中症予防対策の管理者
災害活動①	○	指揮隊長等、署員の熱中症予防対策の指示に従う。
災害活動②	×	現地で活動する分団の最高責任者が、団員の熱中症予防対策を管理する。
訓練①	○	署員の熱中症予防対策の指示に従う。
訓練②	×	分団長又は副分団長が、団員の熱中症予防対策を管理する。
行事①	○	署員の熱中症予防対策の指示に従う。
行事②	×	分団長又は副分団長が、団員の熱中症予防対策を管理する。

（2）教育

消防団長は、管轄署と調整を図り、消防団員に対する熱中症予防対策の研修を毎年1回実施する。

（3）暑熱順化

各分団において、防火衣等を着装した状態で資機材点検を行うなど、日頃の活動を通して、暑さに順応できる体づくりを行う。

（4）熱中症対策用資機材等の配備

熱中症対策用資機材等の配備は、次のとおりとする。

ア 飲料水

原則、各分団が用意する。ただし、長時間に及ぶ災害活動時は、団本部（市役所総務課）から飲料水を提供してもらう。

以下のものは、必要に応じ各分団で用意する。

イ クーラーボックス

ウ 氷等

エ リュックサック

オ 冷却ベスト

カ 塩タブレット類

3 熱中症対策

（１）災害活動

ア 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

イ 団員の交代、休憩

分団長又は活動する団員の最高責任者は、気象環境等を考慮し、団員の交代や休憩を判断し、その都度指示する。

ウ 休憩後の活動再開

休憩後に活動を再開する場合は、分団長又は活動する団員の最高責任者に、活動再開を報告する。この場合において、報告を受けたものは、団員の体調を確認する。

（２）訓練

ア 事前の体調確認

訓練前には団員の体調を確認し、体調不良者は参加させない。

イ 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

（３）各種行事

ア 事前の体調確認

実施前には団員の体調を確認し、体調不良者は参加させない。

イ 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

ウ 服装

安全管理上問題がなければ、Ｔシャツで行うなど、適切なものを選択する。

4 熱中症発生時の対応

消防団員が、災害活動等において、熱中症を疑う症状を発症した場合は、以下の対応を行う。

(1) 応急処置と救急車の要請

容体	救急車の要請	応急処置
意識あり	・ 歩行不能 ・ 会話が成り立たない ・ 呼吸が早い など 早めに救急車を要請する	・ 涼しい場所に移動する ・ 体表面を冷却する ・ 自ら水分を摂取させる
意識なし	直ちに救急車を要請する	・ 涼しい場所に移動する ・ 体表面を冷却する

(2) 発生時の報告体制

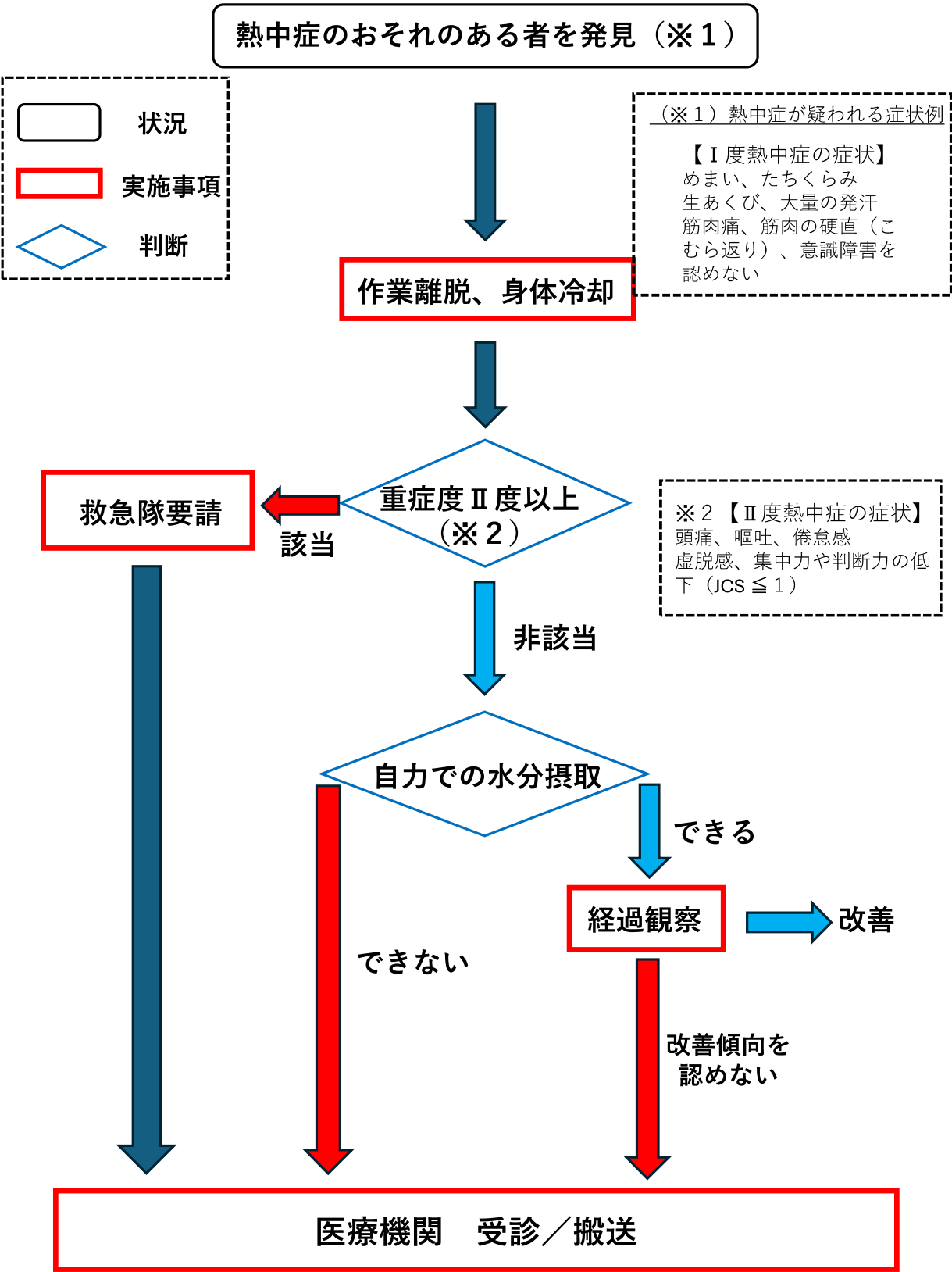
項 目	報 告
災害活動	・ 署の指揮隊長又は指揮隊へ速やかに報告 ・ 団長等本部役員が参集している場合は速やかに報告
訓練	・ 署員がいる場合は速やかに報告 ・ 現地の分団長等、最高責任者へ速やかに報告
各種行事	・ 署員がいる場合は速やかに報告 ・ 現地の分団長等、最高責任者へ速やかに報告
消防団長への発生事案報告	・ 軽微な症状以外は、担当副団長に報告 ・ 団長への報告は、担当副団長又は分団長が報告

5 熱中症警戒アラート等発令時の訓練・行事

岐阜県に熱中症警戒アラート若しくは熱中症特別警戒アラート発令時の訓練及び行事は次のとおりとする。

- (1) 消防団が独自で行う場合は、気象環境及び訓練内容を加味し、実施可否や実施内容の変更等を決定する。
- (2) 外部機関と合同で行う場合は、外部機関と協議のうえ、実施可否や実施内容の変更等を決定する。

熱中症による健康障害発生時の対応手順書



熱中症診療ガイドライン 2024 の重症度分類

重症度	症 状
I 度	めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、意識障害を認めない
II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下（JCS ≤ 1 ）
III 度	下記の 3 つのうちいずれかを含む ・中枢神経症状（意識障害 JCS ≥ 2 、小脳症状、けいれん発作） ・脳、腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） ・血液凝固異常（急性期 DIC 診断基準（日本救急医学会）にて DIC と判断）（注：病院前では判断不可）
IV 度	深部体温 40℃以上かつ GCS ≤ 8
qIV 度	（病院前で迅速に IV 度の可能性の有無を判断する分類） 表面体温 40℃以上（もしくは皮膚に明らかな熱感あり）かつ GCS ≤ 8 （もしくは JCS ≥ 100 ）【深部体温の測定不要】 ・早急に深部体温を測定して、重症度を判断 ・Active Cooling*の早期開始

* Active Cooling（積極的冷却）とは、簡易プールなどに冷水を貯めて傷病者を浸水させる方法や、霧吹きや濡らしたガーゼで体表面を湿らせ、扇風機などで送風して気化熱により体温を冷却する方法